

2021年6月1日
株式会社 山梨中央銀行

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種のための休暇を導入しました

株式会社山梨中央銀行（頭取 関 光良）は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種（以下、「接種」といいます）が段階的に始まっている状況を受けて、全職員（パートタイマーを含みます）を対象とした接種のための休暇制度を導入いたしました。

この制度は、全職員が安心かつ円滑にワクチンを接種できる環境を整えるため、接種日および副反応発生時に、1接種あたり最大2日分の休暇を付与するものです。

当行は、今後も新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に取り組むとともに、全職員が心身ともに健康で、安心して働ける職場環境の実現を目指してまいります。

1. 休暇の概要

（1）取得内容・日数

- ① 接種日および接種日翌日以降の副反応発生時に休暇を取得できます。
- ② 1接種あたり最大2日分までとし、半日単位での取得も可能です。

（2）取得対象期間

2021年6月1日（火）～2022年3月2日（水）（※）

※ 政府が定める接種期限（2022年2月28日）までの接種を対象とします。

ただし、接種期限が延長となった場合は、変更後の接種期限の2営業日後まで、休暇を取得できます。

（3）休暇の取扱い

特別休暇（慶弔時の休暇と同様に、年次有給休暇とは別枠で取得できる休暇）

2. 家族の接種時および副反応発生時の対応について

家族の接種の付添いや副反応発生時に看病のため休暇を取得する際は、「看護休暇」にて対応いたします。なお、「看護休暇」はすでに特別休暇として定めており、通常の年次有給休暇とは別の扱いで取得できます。

以 上